

しじょうなわて しきょういくしんこうきほんけいかく  
四條畷市教育振興基本計画

---

れいわ  
令和4(2022)–17(2035)年度

れいわ  
令和4(2022)年1月

しじょうなわて しきょういくいいんかい  
四條畷市教育委員会

# もくじ

だい しょう けいかく い ぎ	第1章 計画の意義	1
けいかく はいけい しゅし	1 計画の背景と趣旨	1
けいかく い ち	2 計画の位置づけ	2
さくてい きほんてき かんが かつ	3 策定にあたっての基本的な考え方	3
けいかく こうせい	4 計画の構成	4
けいかく きかん	5 計画の期間	5
だい しょう きょういくしんこうび じょん もと とりく けんしょう	第2章 教育振興ビジョンに基づく取組みの検証	6
けいか	1 これまでの経過	6
だい しょう ほんけいかく もくひょう	第3章 本計画の目標	9
きほんりねん	1 基本理念	9
そくていしひょう	2 測定指標	10
だい しょう きほんほうしん しさく	第4章 基本方針と施策	11
きほんほうしん しさく	1 基本方針と施策	11
しさくたいけい	2 施策体系	12
じぞくかのう かいほうもくひょう かつ	3 持続可能な開発目標 (SDGs) との関わり	13
だい しょう しじょうなわてし きょういく	第5章 四條畷市がめざす教育	14
しゅたいてき かんが こうどう い ちから はぐく きょういく すいしん	1 主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進	14
こ みと よ そ い きょういく すいしん	2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進	18
ちいき きょういくこみゆにてい しえん	3 地域の教育コミュニティづくりへの支援	21
ゆた しょうがいがくしゅうかつどう ちいき そうぞう まな しえん	4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援	23
まな ささ きょういくかんきょう せいび	5 学びを支える教育環境の整備	26
まな ささ きょういくたいせい せいび	6 学びを支える教育体制の整備	28

## 1 計画の背景と趣旨

私たちを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展、情報化やグローバル化など社会情勢の大きな変化の最中にあり、これからの時代を豊かに生き抜くため、教育が果たす役割はますます大きくなっています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、同法第17条第1項において、国は教育の振興に関する基本的な計画を定めることになりました。

また、同条第2項では、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

四條畷市教育委員会では、市の最上位計画である第6次四條畷市総合計画に沿い、また、教育大綱の基本理念「個性をみんなで活かすまち」を参酌しながら、教育振興ビジョンに基づき各種の取組みを進めてきました。

この間には、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、様々な課題の発生に加え、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）（※1）の実現に向けて、人工知能（AI）やビッグデータの活用など、急速な技術革新に応じる新たな取組みが求められるようになりました。

これらの背景を踏まえつつ、教育振興ビジョンに基づく取組みのさらなる充実と発展をめざし、将来を見据えた教育の展望を示し、本市が進むべき方向性を定めることを趣旨に、教育振興基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

### 用語解説

#### ※1 超スマート社会（Society 5.0）

サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

狩猟社会を Society 1.0、農耕社会を 2.0、工業社会を 3.0、情報社会を 4.0 と定義する。現在は情報社会（Society 4.0）を迎えており、Society 5.0 は、その次の社会のあり方として提唱されている。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育大綱の基本理念を参酌し、かつ、第6次四條畷市総合計画に定める施策の方向性を踏まえ策定するものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。

第6次四條畷市総合計画

分野	施策
第1章 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり	1公園と緑の保全 2道路の充実 3生活環境の保持 4環境負荷の低減 5水環境の整備
第2章 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり	1協働と参画の推進 2地域経済を支える産業の活性化 3観光の振興 4公共交通の充実と安全対策 5計画的な都市整備
第3章 地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり	1人権尊重の社会形成 2防災、減災 消防、救急の推進と充実 3市民生活に及ぶ防犯と多様な危機への対策 4地域福祉の醸成と自立支援の充実 5子育て、子育て支援の充実 6高齢者福祉の充実 7障がい者福祉の推進 8健康づくりの推進と国民健康保険の適正運用
第4章 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり	1教育の充実 2青少年の健全育成 3生涯学習の推進 4生涯スポーツの振興 5歴史、文化の保存と継承 6国際、文化交流の醸成
第5章 確かな未来を築く行財政運営に向けた体制づくり	1効率的、効果的な行政運営

国の教育振興基本計画

教育大綱

教育振興基本計画

教育の総合的な計画

「教育」に関する分野別計画等

### 3 策定にあたっての基本的な考え方

教育振興ビジョンの取組みの成果と課題を検証し、人口減少や急速な技術革新等の社会状況の変化、第6次四條畷市総合計画や教育大綱との関連性に留意しながら、次の考え方に基づき計画を策定します。

#### (1) わかりやすく、共感が得られる計画

本市で学ぶ児童生徒、生涯学習活動を行う地域住民や関係団体が、それぞれの個性を活かし、自らの夢や可能性に挑戦できるよう、わかりやすく、共感が得られる取組みを推進します

#### (2) 社会変化に対応できる計画

人口減少、急速な技術革新などの社会情勢の変化や自然災害、感染症のパンデミック(※1)等に対し、迅速かつ柔軟な対応を推進します

#### (3) 継続性のある計画

長きにわたり培ってきた郷土の歴史と文化、これまでに築き上げた教育の理念を引き継ぎつつ、継続性を踏まえた計画を策定します

#### 用語解説

##### ※1 パンデミック

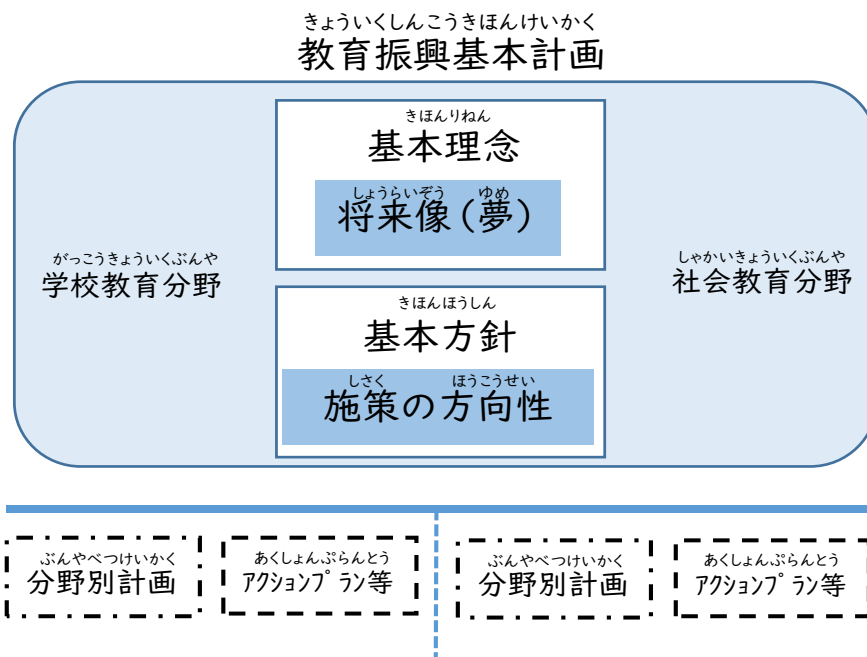
感染症が世界的規模で流行すること。感染爆発が長期間に多数の国、地域で連続的に起こる場合をいう。

#### 4 計画の構成

本計画は、教育施策における長期のビジョンを掲げ、すべての人々の夢の実現や可能性の開花に繋ぐとの観点から、次のような構成とします。

- ・基本理念は、長期的かつ普遍的な将来像(夢)を示します
- ・基本方針は、基本理念に基づき施策の方向性を示します

その他、具体的、短期的な取組みについては、施策ごと分野別計画やアクションプランを別途定め、教育振興基本計画と方針を共有しつつ機能分担に努めます。



なお、施策の進行管理と公表については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検評価を経て、議会への報告とともに市ホームページを通じ行います。

## 5 計画の期間

本計画は、教育の総合的な計画であり、基本理念や基本方針を実りあるものにするには、長期的に取り組む必要があります。

計画期間については、国の教育振興基本計画が掲げる2030年以降の社会を展望した教育の実現を通過点としつつ、第6次四條畷市総合計画の第2フェーズを到達点に定め、令和4(2022)年度から17(2035)年度までの14年間とします。

ただし、基本方針は、教育を取り巻く環境をはじめ、人口減少や高齢化の進展、急速な技術革新などによる社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

年度	H28～R2	R3	R4～R7	R8～R17	R18～R32
第6次 四條畷市総合計画	基本構想 (35年間)				
	基本計画 第1フェーズ(10年間)		基本計画 第2フェーズ(10年間)		基本計画第3フェーズ(15年間)
四條畷市教育大綱		5年間	5年間(未定)	5年間(未定)	
四條畷市 教育振興基本計画			※基本方針	14年間 は必要に応じて適宜内 容を見直し	

## 1 これまでの経過

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度、学識経験者による教育委員会の権限に属する事務及び執行の状況に関する点検評価を行い、その結果を公表しています。

また、本計画を策定するにあたり、平成26年度以降の教育振興ビジョンに基づく取組みについて、次のとおり経過を取りまとめました。

- ▶ 主な成果と課題、達成度等については、別添の基礎資料(1)にその内容を示します。

### 就学前教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとして、小学校以降の教育課程への円滑な接続をめざし、平成28年度に策定の乳幼児教育保育アクションプランに基づき、市長部局、教育委員会連携のもと、各々の取組みを進めてきました。

そのなか、民間園との連携を含め、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、小中学校教員がお互いの保育、教育の内容を理解し、交流活動を行ったり、接続に向けた取組みを進め、子どもの発達や学びの連続性を見据えた教育を推進しています。

### 学校教育

第1期児童・生徒学力向上3ヶ年計画を第3期まで継続し、授業における話し合い活動や振り返る活動、授業のユニバーサルデザイン化、家庭学習の習慣化等の取組みが進み、子どもたちが主体的に学ぶような改善が図られました。

また、新学習指導要領の開始やGIGAスクール構想(※1)の実施、新型コロナウイルス感染症の発生により、学びの姿が大きく転換しました。

特に、教育の情報化については、校務、教務環境ともに、ICT(※2)整備計画推進のステージから利活用計画の策定、実践にまで進み、教室の風景も大きく様変わりしました。

また、職員室では、常勤教職員一人につき1台の端末整備が進み、統合型校務支援システムを導入のもと、働き方改革に資する取組みが進んでいます。

英語教育の取組みも少しずつ効果を現し、本市の小学生の話す力や聞く力について、市独自で実施する外部検定試験(GTEC)(※3)において、平成29年から令和2年度まで毎年のスコアの向上がみられます。



## 社会教育

コロナ禍により団体活動が制限されるなか、文化芸術活動において、オンラインによる舞台発表の場が創出されるなど、新たな取り組みが生まれました。

公民館では、地域住民の学びの場づくりに取り組むなか、情報化社会に対応し、オンライン講座やWi-Fiの活用が始まっています。

スポーツでは、各種スポーツ団体と連携、協力のもと、多くの人々がスポーツ活動に参加できる環境整備を進め、自主的、主体的かつ多種多様な活動が展開されています。

識字施策の推進については、識字基本計画に基づく各種の取り組みと併せ、市内連絡会での課題の共有、ふりがな表記の基準の策定により、公用文書等へのふりがな表記が進み、市の情報（特に生命に関する情報）を「すべての市民に伝わる形で提供する」という理念が職員に浸透し、特にコロナ禍においては自主的な取り組みが進められました。

文化財の分野では、飯盛城跡の国史跡指定をめざし、大東市との連携のもと、複数年にわたる取り組みを進め、令和3年度の指定に至りました。

子ども、若者の健全育成では、子ども・若者育成支援行動計画に基づき、困難を抱える子ども、若者の自立に向けた支援体制の確立を進め、専門職配置の相談窓口を整備しました。

読書活動の拡充に関しては、市民とともに歩む図書館をめざし、イベントの充実など様々な取り組みに加え、子ども読書活動推進計画の一環として、学校図書館の機能充実に努めました。

具体的には、学校図書館へ支援員を配置し、図書室のコンピュータ化、市立図書館との本のネットワーク化を進め、併せて、展示の工夫やイベント実施などのソフト面の充実により、子どもの読書離れへの対策はもとより、図書の時間のサポートを行うなど、教員との連携のもと、主体的、対話的で深い学びの実現に資する支援へとその内容を深めています。

## ハード整備

学校給食センターへのガスコージェネレーション（※4）設備の導入や、四條畷西中学校及び四條畷中学校並びに忍ヶ丘小学校の大規模改修に加え、小中学校屋内運動場への空調設備の新設、小中学校校舎棟の空調設備の更新と未設置特別教室への新設など、学校の再編整備により、中長期を見通した学校配置に一定の整理がつくまでの間、見合わせていた大型整備が急速に進みました。

## 用語解説

### ※1 GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

## ※2 ICT

Information and Communication Technology の略で、コンピュータ技術と通信技術の総称。ICT を活用したシステムやサービスが普及することで、社会基盤として新たな技術革新を生むことが期待されている。

## ※3 外部検定試験 (GTEC)

民間の教育機関が実施する英語の 4 技能 (聞く、読む、話す、書く) を測定する検定試験の 1 つで、実践的な英語コミュニケーション能力を図るもの。

## ※4 ガスコージェネレーション

都市ガスを燃料として、必要な場所で電気をつくり、同時に発生する熱を用い、冷房、暖房、給湯などに利用できるシステム。

## 1 基本理念

教育の将来像について、本計画と考え方を共有する教育大綱では、将来を担う子どもたちの生きる力を育む観点から、子どもたちの学び、育ち、健やかな成長に重点が置かれています。

予測不可能な時代を豊かに生き、未来を拓く人材を育成するには、子どもからおとなまで、すべての人々が個性や創造性を発揮し、夢や可能性に挑戦しながら、協働し、学び続けることができる環境づくりが必要です。

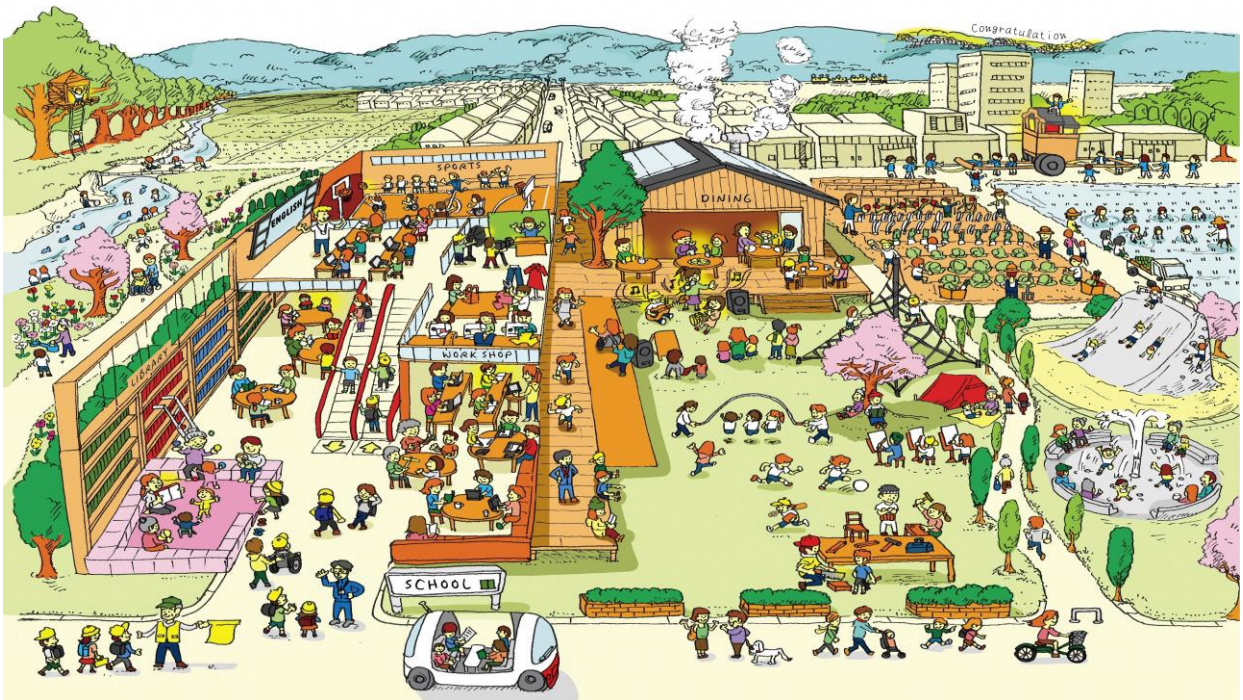
本市では、教育の長期的かつ普遍的な将来像(夢)に次の基本理念を掲げ、教育大綱と呼応しながら、基本方針に基づく各種の取組みを進めます。

# みんなの学びが叶うまち

～ 生涯 学び 夢 挑戦 ～

この基本理念は、教育委員会事務局の若年層職員をはじめ、市内小中学校の児童生徒の協力のもと、教育の未来を描き、語り、表現してもらい取りまとめたものです。

▶詳細は別添の基礎資料(2)、(3)にその内容を示します。



基本理念 みんなの学びが叶うまち ～生涯 学び 夢 挑戦～ イメージ図

## 2 測定指標

各種取組みの指標として次の3点を設定し、分野別計画やアクションプランと連動しながら、すべての人々が協働し、学び続けることができる環境づくりに努めます。

なお、本計画は子どもからおとなまで、すべての人々の学びの環境整備に関し、長期的な方向付けを行うものです。

子どもにとって最適な学び、育ち、遊び、健やかな成長をもたらす環境は、おとなにとっても心豊かに自己実現ができるまちにつながるとの考えのもと、学校教育、社会教育の全般において一貫した指標を掲げます。

### 測定指標

(参考) 令和3年度

自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 72.2% 中学校 72.6%
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学校 93.4% 中学校 92.7%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 78.6% 中学校 66.0%

※全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の項目を測定指標として活用

数字ではかれない要素も視野に入れ、丁寧な検証を重ねながら、継続した取組みのなか、指標値の向上をめざします。

だい しょう きほんほうしん しさく  
第4章 基本方針と施策

きほんほうしん しさく  
1 基本方針と施策

基本理念を踏まえ、将来像(夢)を実現するための基本方針と施策を次のとおり設定します。

きほんほうしん しゅたいていき かんが こうどう い ちから はぐく きょういく すいしん  
基本方針1 主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進

しさく 施策	たし がくりよく いくせい 確かな学力の育成
	ゆた ところ じょうせい 豊かな心の醸成
	すこ からだ いくせい 健やかな体の育成

きほんほうしん こ みと よ そ い きょういく すいしん  
基本方針2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進

しさく 施策	らい ふ すてーじ おう けいぞくてき しえん じゅうじつ ライフステージに応じた継続的な支援の充実
	たよう に ーず そく きょういく ていきょう 多様なニーズに即した教育の提供

きほんほうしん ちいき きょういくこみゆにてい しえん  
基本方針3 地域の教育コミュニティづくりへの支援

しさく 施策	かてい ちいき がっこう れんけい きょうどう すいしん 家庭・地域・学校の連携、協働の推進
-----------	---

きほんほうしん ゆた しょうがいがくしゅうかつどう ちいき そうぞう まな しえん  
基本方針4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援

しさく 施策	しょうがい つう がくしゅうかつどう すいしん 生涯を通じた学習活動の推進
	しょうがい ゆた ぶん かげいじゆつ すぼ ーつ かつどう じゅうじつ 生涯を豊かにする文化芸術・スポーツ活動の充実

きほんほうしん まな ささ きょういくかんきょう せいび  
基本方針5 学びを支える教育環境の整備

しさく 施策	あんしん あんぜん しせつとう だんかいてきせいび 安心・安全な施設等の段階的整備
	じぞくてき みりよく がっこうきょういく すいしん 持続的で魅力ある学校教育の推進

きほんほうしん まな ささ きょういくたいせい せいび  
基本方針6 学びを支える教育体制の整備

しさく 施策	きょうしよくいん ししつのうりよく こうじょう 教職員の資質能力の向上
	じぞくかのう しどうたいせい せいび 持続可能な指導体制の整備
	り かつよう きばんせいび ICT利活用のための基盤整備

し さ く たい けい  
2 施策体系

けい かく たい けい ず  
計画の体系図

きょういくだいこう  
教育大綱

しじょうなわてしきょういしくんこうきほんけいかく  
四條畷市教育振興基本計画

きほんりねん  
基本理念  
こせい い  
個性をみんなで活かすまち

きほんりねん  
基本理念  
みな かな  
みんなの学びが叶うまち  
しょうがい まな ゆめ ちようせん  
～ 生涯 学び 夢 挑戦 ～

5	4	3	2	1
「おせっかい」が活きる共同体	「福祉と教育の学びが切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」
「おせっかい」が活きる環境	「福祉と教育の切れぬ」	「教職員が支え合える」	「子どものやってみよう」	「子どものやってみよう」

きほんほうしん 基本方針	きほんほうしん 基本方針	し さ く 施策
1 子どもの「やってみよう」の伸ばす教育	①主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進	1 確かな学力の育成 2 豊かな心の醸成 3 健やかな体の育成
4 福祉と教育の「切れぬ」支援	②個を認め、寄り添い、活かす教育の推進	1 ライフステージに応じた継続的な支援の充実 2 多様なニーズに即した教育の提供
2 子どもの「やってみよう」が叶う環境	③地域の教育コミュニティづくりへの支援	1 家庭・地域・学校の連携、協働の推進
5 「おせっかい」が活きる共同体	④豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援	1 生涯を通じた学習活動の推進 2 生涯を豊かにする文化芸術・スポーツ活動の充実
みんなの「やってみよう」も叶う環境 (※)	⑤学びを支える教育環境の整備	1 安心・安全な施設等の段階的整備 2 持続的で魅力ある学校教育の推進
3 教職員が「学びを支え合える」学校	⑥学びを支える教育体制の整備	1 教職員の資質能力の向上 2 持続可能な指導体制の整備
1 子どもの「やってみよう」の伸ばす教育		3 ICT利活用のための基盤整備

きょういくだいこう ほかん しゃかいきょうい く きほんほうしん ほんたいけい ず  
※教育大綱を補完する社会教育の基本方針を本体系図のなかに位置付けます。

### 3 持続可能な開発目標 (SDGs) との関わり

平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダの柱となるSDGsは、経済、社会、環境の3つのバランスが取れた社会をめざすための国際目標です。

令和12年(2030年)までに持続可能な世界を達成するための17のゴール(目標)、目標ごとの169のターゲットで構成し、すべての人々がそれを理解し、主体的に行動することが求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



本計画では、SDGsの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」の達成に向け、他の目標とも横断的に関連を持ちながら、子どもからおとなまで生涯を通じた質の高い教育の提供をめざします。



主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進

施策 確かな学力の育成

豊かな心の醸成

健やかな体の育成

現況

主体的に考え行動する「生きる力」を育むには、その実現に向けた教育活動を日々の生活の中に位置づけることが大切になります。

就学前施設では、0歳から中学校卒業までの子どもの発達や学びの連続性を重視し、遊びや生活の中から必要とされる資質や能力の育成に努めています。

また、就学前施設と小中学校との円滑な接続を図り、中学校までを見通した教育を推進するため、研修、体験交流、合同行事を実施するなど、関係機関との連携を進めています。

小中学校では、知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)をバランスよく育て、生きる力を育み、将来の社会を担う人材の育成とともに、確かな学力を育むため、授業改善、家庭学習の習慣化、生活習慣の改善、小中一貫教育の推進、放課後や授業でのきめ細かな学習支援等のフォローアップ対策を重点取組みに位置づけ、教育活動を進めています。

学習指導要領の改訂以降は、3つの柱からなる育成すべき資質・能力(※1)を総合的に育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたさらなる授業改善が必要となっています。

また、学校教育目標の実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立て、組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメント(※2)の充実が重要です。

超スマート社会(Society 5.0)に対応するため、プログラミング教育(※3)の推進やGIGAスクール構想に基づく積極的なICT機器の活用により、多くの情報から主体的に必要な情報を収集し、自ら情報を発信する情報活用能力の育成や、個別最適な学び(※4)と協働的な学び(※5)の一体的な充実など、教育の質の向上と児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質、能力を身に付けられる学習環境の実現が求められています。



確かな学力を育むには国語力が必要である一方、近年、児童生徒の読解力の低下や読書離れが課題となっています。

国語力の育成には読書の習慣が不可欠であり、読書により培われる読む力は、書く力、話す力の醸成にも資することから、読書活動の推進体制の強化が必要です。

グローバル化が急速に進展するなか、英語は国際的共通語として中心的なコミュニケーションツールとなっており、身に付けるべき重要な能力となります。

本市では、従前からDVD教材や外国人指導助手(ALT)等により、発音や的確な聞き取りなど、コミュニケーションに資する能力の育成に努めています。

協働的な学びを実現するには、児童生徒同士の良好な人間関係が必要となります。

授業や行事を通じて一人ひとりの成長を促し、人権教育、道徳教育により個を大切に、多様な考えを認め合える心の育成を図ります。

また、いじめ防止に向け、未然防止、早期発見の観点から組織的な対応を進めています。

たくましく生きるための体力の向上と心身の健康を維持するためには、児童生徒の体力低下の改善を図り、進んで運動ができるようにすることが求められます。

また、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため重要な役割を果たすものです。

本市では、食材の地場産使用率を高め、生きた教材として使用し、栄養バランスの取れた安心安全な給食の提供に努めてきました。

今後も、地場産食材のさらなる使用率向上や残菜を減らす取組みを継続する必要があります。

## 施策の方向性

●就学前教育について、乳幼児期から小中学校の教育へ、縦の連携による円滑な接続を図るため、小中学校との相互理解を深めるとともに、連携の推進に努めます。

●わかりやすく、深まる授業の実現と学びの保障を趣旨とした教員研修を重ね、児童生徒の情報活用能力の育成や習熟度に応じた学習支援の強化に取り組めます。

●カリキュラム・マネジメントに努め、教育活動の質の向上を図ります。

●ICT活用計画に基づき、1人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざします。

●子どもたちの読書環境を整備し、読書習慣の定着を図ります。また、学校と市立図書館が連携のもと、学校図書館の活性化にあたり、読書活動の効果的な推進を図ります。

●早期から本物の英語に慣れ親しむ機会を設け、身近な事柄について外国語を使って表現できるコミュニケーション能力の育成を図ります。

●一人ひとりを大切にする人権教育、教育活動全体を通じた道徳教育、地域にねざした郷土教育を通じ、豊かな心を育みます。

●子どもの実態把握に努め、いじめ防止に取り組みます。また、事案が起きた際は、保護者、学校、関係諸機関と連携のもと対応します。

●キャリア教育のなか、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成します。

●各校で策定する体力づくりアクションプランに基づき、体力向上の取組み、健康に関する指導、食育の推進等のさらなる充実をめざします。

●学校給食を通じ、学校、地域、家庭の連携により、食の重要性を学ぶ食育を推進します。

●学校給食に地場産食材を積極的に取り入れます。

## 分野別計画等

乳幼児教育保育アクションプラン

第2期子ども・子育て支援事業計画

まなびのプラン

市立小中学校におけるICT利活用計画

第3次子ども読書活動推進計画

第3次食育推進計画

## 用語解説

※1 3つの柱からなる育成すべき資質・能力

何を理解しているか、何ができるか（知識・技能）、理解していること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力）、どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか（学びに向かう力・人間性等の涵養）の3つの柱に整理された教育課程全体を通してめざす資質、能力。

※2 カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するため、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施、評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的、組織的に推進していくこと。

※3 プログラミング教育

コンピュータに意図した処理を行うよう指示できることを体験させながら、プログラミング的思考を育成する教育。

※4 個別最適な学び

指導方法や教材、学習時間等を柔軟に提供、設定したり、子どもの興味、関心、キャリア形成に応じ、一人ひとりに合った学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する教育。

※5 協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士や地域の方々など他者と協働して学習する機会を通じ、必要な資質、能力を育成する教育。

## 2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進

施策 ライフステージに応じた継続的な支援の充実

多様なニーズに即した教育の提供

### 現況

個を認め、寄り添い、活かす教育を推進するには、発達段階に応じた継続的な支援、多様なニーズに即した教育環境の整備、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等が重要な視点であり、ICTの効果的な活用と併せ、多様な個性を最大限に活かす学びの提供が求められます。

本市では、合理的配慮(※1)、基礎的環境整備(※2)の視点から、個に応じた支援が受けられるよう、授業におけるユニバーサルデザインの考え方を考慮し、指導法や教室環境の工夫をすることにより、すべての子どもが学びやすい授業づくりに努めています。

外国にルーツのある子ども、障がいのある子ども、性的マイノリティ等、多様な個性を認め、すべての子どもたちの自尊心や自己有用感を育み、未来への展望をもつて生きていくため、互いのちがいを認め合い、他者と関わりながら、ともに生きていく態度を育てる教育が求められています。

また、地域には生活者としての外国人をはじめ、様々な事情により読み、書き、計算をはじめ、日常生活における情報の取得やコミュニケーション、地域社会への参画に不安を持っている人がいます。

このため、だれもが住みよいまちをめざし、外国にルーツのある人や障がいのある人だけでなく、すべての人が安心して学び、社会的経験を積み、地域に参画し、必要な情報をもとに行動につなげることができるよう、識字の観点からの取組みを推進する必要があります。

子ども、若者を取り巻く環境は、少子化、核家族化や高度情報化などを背景に大きく変化し、地域社会の活力低下をはじめ、人間関係の希薄化、有害情報の氾濫、ニートやひきこもりの長期化による8050問題(※3)が顕在化しています。

また、不登校児童生徒への支援では、子どもが自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざし、学校が主体となり心理、医療等の関係機関と連携しながら個に応じた適切な支援や働きかけを行う必要があります。

- すべての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、多様な学習活動の実態を踏まえ、個の状況に応じた必要な支援を行います。
- スムーズな就学や進学、個に応じた支援の充実、ユニバーサルデザインによる授業や集団づくりに努めます。
- さまざまな立場にある子どもたちが、互いを認め合い、ともに学び、ともに育つ人権教育の充実を図ります。
- 日本語指導教室の設置、自立支援通訳者の配置等を通じて、外国にルーツがある児童生徒への個別支援に対応できる体制を整えます。
- だれもが地域社会の一員として情報を正しく享受できるよう、にほんご教室等の学びの場の提供や民間識字教室の運営支援、情報発信におけるやさしい日本語やピクトグラム(絵文字)の取組みなどの識字施策を推進します。
- ひきこもり等にある子ども、若者への支援として、関係機関、団体との協働により、一義的な相談窓口の充実と、これらが連携した取組みとともに、民生児童委員、地区福祉委員会やコミュニティ・ソーシャル・ワーカーによる気軽に相談できる環境づくり、居場所づくりに努めます。
- 教育センター、子育て総合支援センター、児童発達支援センター及び医療機関等と連携し、心理、医療、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門的な知見を得ながら、不登校児童生徒等への適切な支援を行います。

分野別計画等

市立小中学校におけるICT利活用計画  
識字施策推進指針  
第3次識字基本計画  
子ども・若者育成支援行動計画

用語解説

※1 合理的配慮  
障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有、行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うこと。

※2 基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となるもので、障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、国、都道府県、市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のこと。

※3 8050問題

ひきこもりが長期化することで、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えなければならない問題。

### 3 地域の教育コミュニティづくりへの支援

施策 家庭・地域・学校の連携、協働の推進

#### 現況

これからの学校には、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創りてになる児童生徒の育成が求められています。

そのためには、家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、地域全体で体制づくりを進め、これまでの学校教育の蓄積を生かしつつ、地域の物的、質的支援を活用し、教育課程を工夫した教育活動の展開が求められています。

本市では、令和3年度にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)(※1)を導入し、これまでの「開かれた学校」から、保護者や住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進し、地域の力を学校に生かす「地域とともにある学校」へと取り組みを進めています。

平成31年1月に中央教育審議会(※2)答申のなか、部活動を学校単位から地域単位の取り組みへと移管することが示されており、令和5年度の部活動改革も見据え、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりに取り組む必要があります。

加えて、新・放課後子ども総合プラン(※3)に示される、学童クラブの待機児童解消に向けた、ふれあい教室と放課後子ども教室の連携など、地域全体で子どもを見守り、家庭を支えるなか家庭の教育力の向上を図り、地域への愛着や誇りを育成する、家庭・地域・学校の連携、協働のさらなる推進が必要となっています。

急速に進展する社会情勢のなか、青少年を取り巻く環境は多くの課題を抱えており、青少年が将来に夢と希望を持ち、生きる力を身につけながら、次代の社会の担い手として活躍できる社会参画の場が求められています。

#### 施策の方向性

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、地域とともにある学校づくりに取り組みます。
- 学校の部活動について、地域との連携体制を構築します。
- ふれあい教室の安定運営と多様な受け皿の確保に向けて、ふれあい教室と放課後子ども教室の連携に取り組みます。

●子育て支援と連携のもと、家庭の教育力向上に向けた取組みを推進します。

●野外活動や地域活動に加え、各種行事を通じ、豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につける取組みを行います。

## 分野別計画等

第2次公民館振興計画

子ども・若者育成支援行動計画

第2次スポーツ推進計画

第3次文化芸術振興計画

第2期子ども・子育て支援事業計画

## 用語解説

※1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

学校運営協議会制度を導入した家庭・地域・学校などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けてともに協働する仕組み。

※2 中央教育審議会

文部科学省に設置の教育、学術、文化に関する基本的な重要施策を調査、審議する機関。

※3 新・放課後子ども総合プラン

すべての児童が放課後等を安心、安全に過ごし、多様な体験、活動を行えるよう、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)と放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業。



## 4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援

### 施策 生涯を通じた学習活動の推進

#### 生涯を豊かにする文化芸術・スポーツ活動の充実

### 現況

人生100年時代(※1)を迎え、学びなおしや新しい学びへの関心が高まっています。  
学ぶことは、新たな人との出会い、知識の獲得につながり、自己実現を叶えるなど、人生にとって重要な  
意味があります。

本市では、文化、スポーツ、生きがいづくりなどの自主的な活動の支援をはじめ、さまざまなイベント、講座など、学びの場を提供してきましたが、参加者の減少や高齢化等による施設の利用者の減少が生じている現状にあります。

また、高度かつ多様な市民ニーズに応じ、オンラインでの取り組みやWi-Fi環境の整備を進めてきましたが、イベント等のあり方を見直し、さらには学習の成果を地域に還元していく仕組みづくりによる活性化が求められます。

変容する社会環境のなか、健康寿命延伸の観点からも、心の豊かさや生きがいづくりの重要性が高まっています。

市民がライフステージに応じ、文化芸術活動や生涯スポーツ、競技スポーツ、その他学びの場への参画(みる・する・支える)をそれぞれのニーズに応じて実現し、豊かな人生を送ることができるよう、市内各種団体やサークルの情報提供を強化し、活動の輪を広げる支援を行うとともに、学びたくなる、学び続けられる環境づくりが必要となっています。

生涯学習へのニーズが多様化するなか、文化財や歴史文化への関心が高まっています。  
本市の文化財は、令和2年度にエルメスジャパン(東京都銀座)で馬形埴輪が展示されるなど、市外からも評価をいただいています。

また、令和3年度には飯盛城跡が国史跡指定を受け、これまで以上に市の内外に向けてその魅力を発信し、市民の郷土愛や誇りを育むべく、文化財の保護と活用に関する取り組みを推進していくことが必要です。

近年、若者を中心に読書離れが顕著となっています。

現状では、ブックスタートをはじめとする子どもの読書活動の推進に努めていますが、読書力は学びなおしや新しい学びなどの生涯学習活動に資することから、読書習慣の定着に向けた取り組みのさらなる強化が急務となります。

また、社会情勢の変化が急速になるなか、市民の読書傾向や課題の多様化への対応が必要となります。

## 施策の方向性

- ライフステージに応じた学びの場を提供するため、大学等との連携をはじめ、多様化、高度化する学習ニーズに対応した生涯学習を推進します。
- 自ら学んだ知識や経験など、学びの成果を地域やまちづくりに生かすことができるよう取り組みます。
- 人生をより豊かに過ごすため、いつでも、どこでも、だれもがライフステージ、ライフスタイルにあわせて主体的に学び、スポーツ、レクリエーション活動等に参加ができるよう、関係団体との連携した推進体制を充実させます。
- 文化芸術活動の成果の発表や公開を通して、市民が文化芸術に触れ、楽しめる機会の充実を図ります。
- 本市のさまざまな魅力あふれる伝統文化や文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできないものであり、郷土の歴史、文化を継承し、郷土への愛着を育むよう、四條畷の宝を市民に広く周知していくための体制を充実します。
- 子どもの読書習慣の定着に向け、子どもと本をつなぐ取り組みの強化に努めるとともに、保護者に向けて、読書の重要性についての発信を強化します。
- 図書館資料について、分野及び種類ともに幅広い収集、整備に努め、多様化する読書傾向や課題への対応を図り、生涯にわたる学びを支える拠点として、あらゆる年代の読書活動を推進します。

## 分野別計画等

第2次スポーツ推進計画

第3次文化芸術振興計画

第2次公民館振興計画

第3次子ども読書活動推進計画

※1 人生100年時代

100歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が急激に進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになることが予想されている。

## 5 学びを支える教育環境の整備

施策 安心・安全な施設等の段階的整備

持続的で魅力ある学校教育の推進

### 現況

充実した学びを支えるには、安全で快適な教育環境が必要です。

本市では、老朽化する施設に対応するため、校舎、屋内運動場、社会教育施設等の維持保全、改修を進めてきました。

また、学校施設については、普通教室をはじめ、特別教室及び屋内運動場への空調設備の設置、校舎の耐震化、トイレの洋式化及び高速大容量ネットワークの整備など、社会情勢の変化に対応した環境整備に併せて取り組んできました。

しかしながら、総じて老朽化が進む学校、社会教育施設等には、予防保全的な対応に加え、コスト縮減や財政負担の平準化が必要であり、それらを一元化し、計画的、段階的に整備を進める必要があります。

加えて、学校施設については、災害時の避難所機能としての役割やインクルーシブ教育(※1)の観点でのバリアフリー化の推進とともに、感染症や災害発生時における学びの保障、地域の実態に応じた適正規模、適正配置の推進や施設の多機能化の促進による持続的で魅力ある整備が、社会教育施設については、自由に集え、より豊かな学びに発展する空間的居場所等の環境整備が求められています。

新型コロナウイルス感染症について、今なお警戒が必要な状況にあります。

このようななか、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、国や大阪府の指針に基づき、感染拡大のリスクを最小限に抑え、学校運営を継続していく必要があります。

児童生徒の通学の安全を守るため、通学路等交通安全プログラムを策定し、学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署で定期的な合同点検を行い、必要な対策について協議、対応し、登下校時の安全確保に努めています。

## 施策の方向性

- 学校、社会教育施設及び学校給食施設について、施設、設備ごとの老朽化状況等を把握のうえ、優先順位づけを行い、予防保全や長寿命化、ユニバーサルデザインを意識しながら計画的な対応に努めます。
- 義務教育学校制度の活用等により、小中一貫教育を推進します。
- 教育環境の向上を趣旨とする学校の適正規模、適正配置など、人口動態等を踏まえた学校運営や施設のあり方を検討します。
- 公民館など生涯学習活動の拠点となる施設について、ユニバーサルデザインを導入し、新たな学びや出会いが生まれる空間的施設整備を検討します。
- 新しい生活様式のもと、感染症対策を徹底したうえで児童生徒の学びの継続に向けた取り組みを進めます。
- 通学路等交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い、必要な対策について関係各課、機関と連携します。
- 命を守る行動ができるよう、防災や交通安全教育の充実に努めます。

## 分野別計画等

学校再編整備計画  
個別施設計画【公共施設】  
学校施設修繕計画  
第2次スポーツ推進計画  
第3次文化芸術振興計画  
学校空調設備整備計画  
通学路等交通安全プログラム  
登下校防犯プラン

## 用語解説

### ※1 インクルーシブ教育

共生社会の実現に向けて、障がいの有無や国籍、性別、貧困等に関わらず、すべての子どもたちが同じ場でともに学び、ともに育つための教育。

## 6 学びを支える教育体制の整備

施策 教職員の資質能力の向上

持続可能な指導体制の整備

ICT利活用のための基盤整備

### 現況

グローバル化の進展や、人工知能(AI)(※1)などの科学技術の急速な発展に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、急激な社会変化が進み、予測困難な時代を迎えています。

この時代を生き抜くために、児童生徒が必要な資質、能力を身に付けるには、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善により、知識の理解の質を向上することが不可欠です。

そのためには、教員が求められる資質、能力を身に付け、指導力を向上できるよう、効果的な研修が必要であり、学校長による適切な人事評価を行うなか、期待する姿を示しながら、キャリアステージに応じた人材育成を図る必要があります。

子どもたちの学びを確かなものとするには、教員に時間のゆとりがあることが重要です。

しかしながら、昨今においては、対応の多様化等による教員の多忙化や勤務の長時間化が問題となっています。

子どもたちにとって、第一の教育環境は教員であることから、授業準備や子どもと向き合う十分な時間を確保できるよう、チーム学校(※2)、組織として対応できる環境を整え、教員の働き方改革を推進します。

### 施策の方向性

- 多様で複雑化した教育ニーズや社会変化への対応など、教員として求められる資質、能力、指導力向上のための、キャリアステージに応じた質の高い研修を行います。
- 校内研修等を通じ、教員同士で学び合い、高め合うなか、学校力の向上を図ります。
- 教員の業務を整理し、多忙化、勤務の長時間化の解消、負担軽減に取り組みます。
- 校務のICT化により、業務の負担軽減と教育の質の向上をめざします。
- ICT環境の整備と情報セキュリティの確保に取り組みます。

ぶらん  
まなびのプラン

しりつしょうちゅうがっこう りかつようけいかく  
市立小中学校における ICT利活用計画

しりつしょうちゅうがっこう きょういく じょうほうかせいびけいかく  
市立小中学校における教育の情報化整備計画

しりつしょうちゅうがっこう きょういく じょうほうかせいびけいかく もと すくーるこうそう  
市立小中学校における教育の情報化整備計画に基づく GIGAスクール構想

ようごかいせつ  
用語解説

じんこうちのう  
※1 人工知能 (AI)

Artificial Intelligence の略。これまで人間にしかできなかった認識、推論、学習、創造  
とう こんぴゅうた おこな ぎじゆつ そうしやう  
等をコンピュータで行う技術の総称。

ちーむがっこう  
※2 チーム学校

がっこうちやう リーダーシップのもと、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が  
いったいてき まねじめんと きやうしよくいん がっこうない たやう じんざい せんもんせい い  
一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かし  
のうりよく はつき こどもたちひつやう ししつ のうりよく かくじつ み っ  
て能力を発揮し、子どもたちに必要な資質、能力を確実に身に付けさせることができる学校  
のこと。

参 考 資 料





# もくじ

1	教育振興基本計画策定の経過.....	1
(1)	四條畷市教育振興基本計画策定委員会委員名簿.....	1
(2)	審議経過.....	1
(3)	意見徴取.....	3
2	(仮称)四條畷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	4

## 別添

### 基礎資料

- 四條畷市教育振興ビジョンに基づく取組みの検証について
- 教育の基本理念(将来像)について  
(教育委員会事務局若年層職員によるブレインストーミングの成果内容)
- 子どもたちが描く教育の未来  
(授業支援システムを活用したアンケートの成果内容)

きょういくしんこうきほんけいかくさくてい けいか  
教育振興基本計画策定の経過

(1) しじょうなわてしきょういくしんこうきほんけいかくさくていいんかいいんめいぼ  
四條畷市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

しよぞくめい 所属名	しめい 氏名
きょういくそうむか 教育総務課	いたたに 板谷 ひとみ
がっこうきょういくか 学校教育課	いいんちよう 委員長 木村 実
がっこうきょういくかけんきょういくせんたー 学校教育課兼教育センター	はなおか 花岡 純
がっこうきゅうしょくせんたー 学校給食センター	ふくいんちよう 副委員長 賀藤 久道
しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課	やすだ 安田 美有希
しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課	むらかみ 村上 始
せいしょうねんいくせいか 青少年育成課	かつむら 勝村 隆彦
こうみんかん 公民館	かみもと 神本 かおり
としょかん 図書館	たなか 田中 学

(2) しんぎけいか  
審議経過

にちじ 日時	ぎだい 議題	かいぎ 会議
れいわねん 令和3年 がつにち 4月13日 (しよめんかいさい 書面開催)	きょういくしんこうきほんけいかくさくていいんかいいんちようおよ ・教育振興基本計画策定委員会委員長及び ふくいんちよう 副委員長について さくていほうしん あん いけんぼしゅう ・策定方針(案)への意見募集	きょういくしんこうきほんけいかく 教育振興基本計画 さくていいんかい 策定委員会
がつにち 4月21日	きょういくしんこうきほんけいかく さくていほうしん ・教育振興基本計画の策定方針について	きょういくいんかいていれいかい 教育委員会定例会 (ぎあん 議案)
がつにち 5月14日	きょういくしんこうきほんけいかく わくぐ こっし あん ・教育振興基本計画の枠組み・骨子(案)の けんとう 検討	きょういくしんこうきほんけいかく 教育振興基本計画 さくていいんかい 策定委員会
がつにち 5月26日	きょういくしんこうきほんけいかく わくぐ こっし あん ・教育振興基本計画の枠組み・骨子(案)に ついて	きょういくいんかいていれいかい 教育委員会定例会 (ほうこく 報告)
がつにち 6月4日	きょういくしんこうきほんけいかく わくぐ こっし あん ・教育振興基本計画の枠組み・骨子(案)の けんとう 検討	きょういくしんこうきほんけいかく 教育振興基本計画 さくていいんかい 策定委員会

6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の将来像(夢)について</li> <li>・関係団体との調整(案)について</li> </ul>	教育振興基本計画 策定委員会
6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画の枠組み・骨子について</li> <li>・関係団体との調整について</li> <li>・教育振興基本計画に記載する施策(たたき台)の作成について</li> </ul>	教育振興基本計画 策定委員会
7月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画に記載する施策(たたき台)の作成について</li> </ul>	教育振興基本計画 策定委員会
7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画の枠組み・骨子について</li> </ul>	教育委員会定例会 (その他)
9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念について</li> <li>・指標の設定について</li> <li>・その他</li> </ul>	教育振興基本計画 策定委員会
9月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画(素案)の策定について</li> </ul>	教育委員会定例会 (報告)
10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画(素案)について</li> </ul>	総合教育会議
10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画(原案)の策定について</li> </ul>	教育委員会定例会 (報告)
12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募の結果について</li> </ul>	教育振興基本計画 策定委員会
12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画(原案)への意見公募結果について</li> </ul>	教育委員会定例会 (報告)
令和4年 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画の策定について</li> </ul>	教育委員会定例会 (議案)

(3) 意見徴取

日時	議題	対象
令和3年 6月16日	・教育の基本理念(将来像)について (教育委員会事務局若年層職員による ブレインストーミング(※1))	教育委員会事務局 職員
7月8日～ 20日	・子どもたちが描く教育の未来 (授業支援システムを活用したアンケート)	児童生徒
8月12日	・教育振興ビジョンに基づく取組みの検証につ いて	教育委員会点検 評価委員
8月19日	・教育振興基本計画(案)の策定状況等につ いて	未来教育会議(※2) 委員
11月15日～ 12月15日	・四條畷市教育振興基本計画(原案)への 意見募集	市内在住、在勤、 在学の人及び市内 事業所など

※1 ブレインストーミング

創造性を開発するための集団的思考の技法。会議のメンバーが自由に意見や考えを出し合って、すぐれた発想を引き出す方法。

※2 未来教育会議

教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長が定めるにあたり調査審議等を行うため設置する会議。

（仮称）四條畷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づく（仮称）四條畷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を円滑に策定するため、（仮称）四條畷市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に係る企画及び取組みの方向付けを行う。
- (2) 計画（素案及び原案）の審議及び調整を行う。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に係る重要事項に関することの審議及び調整を行う。

（構成）

第3条 策定委員会は、教育委員会事務局職員（次長級から課長級）で構成する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 策定委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（計画策定への協力）

第5条 策定委員会は、計画の策定に関し必要と認めるときは、関係者に対し策定委員会への出席、資料の提出及びその他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月9日から施行する。
- 2 この要綱は、計画が四條畷市教育委員会において可決された日をもって、その効力を失う。

しじょうなわてしきょういくしんこうきほんけいかく  
四條畷市教育振興基本計画

れいわねんがつ  
令和4年1月

はっこうしじょうなわてしきょういくいんかい  
発行：四條畷市教育委員会  
たんとうしじょうなわてしきょういくぶきょういくそうむか  
担当：四條畷市教育部教育総務課

〒575-8501

しじょうなわてしなかのほんまちばんごう  
四條畷市中野本町1番1号

TEL:072-877-2121(代)

0743-71-0330(代)

FAX:072-877-8300